

新潟市土木工事概数数量発注実施要領

1 要旨

この要領は、新潟市における工事の積算業務の効率化を図り、円滑な発注を促進するため、工事の一部又は全体を概数で発注する場合に必要な事務の取扱事項を定めるものである。

2 定義

概数数量発注とは、工事の発注にあたり、代表的な延長、幅員、構造物、断面などにより工事数量を積算し、変更が予想される概数数量であること等について、契約上の変更条件としてあらかじめ特記仕様書に明示し、施工に必要な細部は、設計変更により処理する発注方式である。

3 対象工事

現場条件などにより、早期発注が必要な工事で、複雑な構造物の築造を含まない工事（建築営繕工事を除く）とする。

4 変更対象の明示

特記仕様書、積算書、図面等において、施工に際して設計変更行為があること、設計数量が概数であることを明示する。

5 施工

(1) 契約時に実施図面・数量が概数以外に確定している場合

受注者は、別途貸与する実施図面・数量計算書等に基づき施工を行う。

(2) 契約時に実施図面・数量が概数しかない場合

受注者は、工事現場を照査し、監督員と協議を行うとともに、その結果に基づき施工を行う。ただし、準備費の内容で共通仮設費率に含まれない調査、測量等に要する費用が生じる場合は、別途、考慮するものとする。

6 設計変更理由

概数数量の部分の変更理由は、「概数数量発注のため、○△工を○㎡から△㎡に変更」等と記載する。

7 積算時における配慮

概数数量発注が原因による設計額の増減は、当初設計額の3割を超えない範囲を目標値とする。特に大幅な減額変更とならないように配慮すること。

なお、設計変更については、通常の発注形態の工事と同様、所定の手続きにより処理すること。

8 留意事項

設計変更により，安易に箇所，構造及び工法等の変更を行うことのないように留意する。

附 則

この要領は，平成２８年１２月１２日から施行する。